

第 146 回総会速記録（第 1 日）

平成 17（2005）年 10 月 3 日

「提案 2 日本学術会議会則の改正について」の関連

1. 会則 19 条の趣旨に関する武川企画課長の説明

○武川企画課長

第 19 条、幹事会への委任事項でございますけれども、日本学術会議の活動を広く幹事会に委任するための規定でございます。機動的な活動をすべきだという今回の改革の趣旨に沿ったものでございます。

2. 質疑抜粋

○**広渡清吾会員** 井上会員から御指摘のあった点は非常に重要な点であると思います。

これですと、多分読み方が「幹事会に委任する」という表現が、幹事会に委任してしまうと、総会はこの権限がないのではないかと。つまり、総会が持っていたものが向こうにいつてしまって、総会は何もなくなる。こういうふうに読めるとすると、これは深刻な事態になるのではないかと。これは多分委任する場合に、自分のところにあるものを委任してしまったら自分のところになくなるということではなくて、自分のところにあるものを向こうに渡すけれども、権限は総会に残っているというふうに考えることができるのではないかと思うんですね。そういうふうにすれば、総会にかけることができる案件は当然総会にかけて、勧告などについては総会できちんと審議をした方がより一層効果的な表出になるわけですから。

しかし、先ほどからの提案理由の説明は、総会の間が非常にあきますので、タイミングよく要望や勧告を出さなくてはいけない場合があるので、その場合には総会の権限を代行して、幹事会で決めることができると。こういう御提案だとすれば、総会にかけて、十分に勧告を出せるタイミングである場合には総会に諮るといことがこの背後には含まれているという理解をすることができるのではないかと思うんですけれども、それは提案者、立法趣旨がどうなのかということなので、そこを確認していただければよろしいかと思ます。

○議長 その辺が私ども政府の委員会とかいろんな話に出ていると、そういうことがわからないままに、そうですからよろしいですねなんて言われて、だんだんすーすー話が進んでしまうところに危険なところがあるので、これが学術会議の非常にいいところで、運営審議会でも 2 部の先生がこれはちょっとまずいんじゃないのという話は結構読まれるのにすごくなれているので、そういう意味では非常に助かったというか、なるほどなという勉強が猛烈に多かった気がします。

そういう意味では今の広渡先生のおっしゃったことが含意としてではなくて、どこかに明示して書いてあれば、その法律とこの細則その他いいわけなので、ぜひ.....。

○**広渡清吾会員** この規定はそう読めるのではないかとということ立法者にお尋ねしているんです。

○議長 どうですか。

○**武川企画課長** 幹事会の方で、これは非常に重要なものなので総会に持ち上げて議論しようということは当然あり得ると思います。

(中略)

○植草企画課総務係長 失礼いたします。日本学術会議事務局の企画課におります植草と申します。ただいま、私、法令の担当をしております、ただいまの御指摘に関する部分を若干説明させていただきますと、日本学術会議法の第 14 条の方において、先ほどから懸案になっております日本学術会議の職務及び権限の一部を幹事に委任することができるという規定がございまして、実はこの法制定当時の議論におきまして、こちらの方は日本学術会議の方において緊急迅速な提言ができないのではないかという議論がございまして、そのあたりきちんとした提言をすべきだと。そうする場合、きちんとした提言をするには頻繁に開催される幹事会の方においてやっていただく方が望ましいだろうということで規定されております。

したがって、今回の会則の方におきましてそういった趣旨を踏まえて権限が委任できる旨を規定したものでございまして、そうした旨から申し上げますと、極めて役人的な発想で申しわけないのですけれども、そうした旨で法律の方に権限を委任すると書かれております以上、会則の方におきましては権限を委任するという規定にせざるを得ないというのが現状でございます。

他方で、先ほどから広渡先生等、先生方が申されておりますように、幹事会の方で緊急迅速な場合以外、基本的に総会を通すとか、そういう旨を申し合わせていただいたり、取り決めをしていただいたりすることは、こちらとしてもそこは法規定の想定内の範囲でございまして、そちらの方においては自由にやっていただければと思います。

第 146 回総会速記録(第 2 日)

平成 17 (2005) 年 10 月 4 日

○西ヶ廣事務総長 特にきのういろいろ御質問があつて、どういようにしようかなということで一晩じっくり考えてみるというふうに申し上げまして、事務局内で考えたのですけれども、まず学術会議法というのが国の法律としてありまして、それに基づいて会則を決めているところを御理解いただきたいと思ひます。

まずこの参考 11 というのがありまして、参考 11 の中に学術会議法が書いてありますが、きのう種々御指摘のあつた点、必要と認めるときは権限を幹事に委任することができるという書き方なんですけれども、それについては参考 11 の頭の方ですね。日本学術会議法、この第 14 条というところがありまして、1 枚めくつたところですけども、参考 11 の日本学術会議法、1 枚めくつた第 14 条ですけども、14 条の 3 のところですね。そこで「日本学術会議の職務及び権限の一部を幹事に委任することができる」というふうに記してあります。つまり、きのういろいろ御指摘のありました総会の権限の一部を委任することができるということにつきましては、既に国会を通りました去年の法改正で幹事に委任することができるということが記されておりました、それに基づいて会則を決めて、どの事項を幹事に委任するかということを決めようというのがこの会則の趣旨です。それが会則の方の第 19 条なんですけれども、したがってここにまたもとへ戻ってしまつて、法と同じように必要な場合には委任することができるというふうに書きますと、法体系がおかしくなってしまうという形になりますので、この第 19 条においては、法第 14 条の第 3 項というのは先ほど申し上げました日本学術会議法ですけども、法第 14 条第 3 項に基づいて委任することができると書いてあるので、次の事項を委任しますということを書いているのが会則……。

○議長 資料何番……。 ○西ヶ廣事務総長 資料 5、第 9 ページです。

資料 5、第 9 ページですが、それが会則の趣旨であります。

9 ページの中に、では、何を幹事に総会から委任するかということが列挙してあるのですけれども、この会則に言う第2条の対外的な意思の表出。それから、会則の第3条に国際活動についての規定がありますけれども、第2条、第3条に言う対外的な意思の表出、国際活動、これに加えて3、4、5のところを書いてありますが、これは法と書いてありまして、法はまたさっきのものに戻りまして、日本学術会議法そのものを言うわけですが、法第4条に言う諮問に対する答申、法第5条に言う勧告に対する事項、それから第6条、第6条の2というのは政府に対する説明を求めることができるとか、そういった意見の提出をできるとか、あるいは学術に関する国際団体に加入することができるというようなことが書いてあるわけですが、こういった日本学術会議の活動の多くの意思決定、対外的な意思の表出を幹事に委託するというのをこの会則で決めようというものであります。

そうすると、きのうの議論のように、総会が決めるべきであって、幹事にこれらを委任することはおかしいのではないか、丸投げしてしまうのはおかしいのではないかという議論が出てくるのですけれども、それにつきましては、今までこの日本学術会議の運用として総会が年に2回しかございません。今までは、第20期になるまでは毎月開催している運営審議会というのがございまして、その毎月の会合で大まかなことを、あるいは細かいことを決めて、その結果を総会に報告して、了承を得ていたわけですが、今回、より迅速な意思決定を図る、あるいはその時々のカレントアフェアーズに対する意見を対外的に表明するといったようなことが求められるようになり、それにこたえていくために、単なるアドバイザーの機関ではなくて、意思決定能力を持った幹事会、つまり運営審議会から幹事会に改組しろということが前期の申し送りで行われておりました、その結果、これらの事項について年に2回しか行われない総会から毎月行われる幹事会に意思決定を委任するというのがこの会則の趣旨であります。それをお諮りしているわけでありまして、

ですから、当然今までの運用からいたしましても幹事会で行われた意志決定については迅速に次の総会に報告して了承を得ておりますし、また総会が開会されている時期においては、直接総会にお諮りして対外的な意思の表明をしておりますので、従来運営審議会で行ってきたものを幹事会という形で強化された形でこれを決めていただくということを提案しているものであります。

以上です。

○議長 今までの運営の仕方が総会を待っていると決まらないことが多いので、そういう話で、運営審議会ということでやっていたけれども、そこ総会の会員がそれぞれの部を通じて連絡ができていますので、その辺をどれだけコミュニケーションをよくしていくかというのは大事ですが、プロセスとしてはそのようにという話で今までやっていたので、対外的には何か必要があったときにはなかなか反応しないねという話が結構ありまして、これをつくった趣旨はそういうところにあるので、きのうのような法律論議になると私どもはわからないので、広渡先生、何か一言ありますか。

○**広渡清吾** 会員 きのう〔井上会員が（引用者追記）〕ナチスの全権委任法を引き合いに出されて多少びっくりされた方

もいらっしゃると思いますけれども、ナチスの全権委任法は実は国会がヒトラー内閣に法律の制定権のみならず、憲法改正の権限まで与えたので文字どおり全権委任法ということだったので、今回のこの規定は別にそういうところまで含んでおりませんが、会則や細則の改正についてはもちろん総会の固有の権限でありますし、先ほど事務局長が御説明になりましたように、この規定は機動的な学術会議の意思決定を図るということで、もともと今回の改革に結びついたものになった考え方の中に、これまでの総会中心主義について検討を加えて、もっと機動的な学術会議の執行体制といいますか、活動体制を確立

するという、そういう提言があったのを受けて改正規定が入って、今回の提案になっていると思います。

きのう問題になったのは、幹事会に総会が権限を委任することだけれども、しかし、それによって総会が持っている権限が全部幹事会に、つまりこの規定の内容に即してですけれども、主要には意見の表出というところにあります。それでもって総会の権限は全部幹事会に移って、総会は何もできないというわけではない。総会が適切に対応できる時期にあれば、総会で審議をして意見の表出をする。特に勧告などはそうだと思いますけれども、そういうことによって意見の表出の基礎がもっと固められるということがあり得るわけなので、**排他的に、つまり全部幹事会に移すという規定ではないということを今事務局長が御説明なさいましたので、その点についてもっと明確にこの19条に条文をつけ加えたらどうかというのがきのうの大体の御発言の趣旨でしたけれども、今事務局長の御説明でその点は十分にこの規定でカウントされていて、運用上もそのように理解できると。これは従来の学術会議の慣行で、総会をなるべく大切にして、そこで議論していこうということがあった。その趣旨は十分に今後の運用の中でも追求できるということでしたので、私はこれでよろしいかと思えます。**

(中略)

○**西ヶ廣事務総長** 今の海部先生の御指摘の、順番を入れかえまして、後の方からいきますけれども、**ここの総会の以下の権能を幹事会に委任しても、それは先ほど申し上げましたとおり、総会が意思を表明することを妨げるものではありません。**

(中略)

○**海部宣男会員** 大体今のことでようやく理解できましたが、したがって、この4ページの第2条というところを見ますと、「要望」「声明」「対外報告」、どれも非常に重要なものもあるかと思うわけであります。ですから、先ほど私がお聞きしたとおり、**幹事会に委任するのですけれども、重要なものについてはできる限り総会に諮りながやるという精神を前提としているということをお願いいたしたいと思えます。**

○**議長** **それはそのとおりだと思います。**

【その後、会則改正について、挙手による採決、賛成多数で可決】